

正規と非正規の均等待遇

これから、パートなどの非正規雇用の人たちはさらに増えていくと思われます。それは、産業構造の変化によって、労働時間の多様化が求められることと、働く人、とくに家事や子育てをしながら働きたいと思う女性が増えているからです。仕事そのものは続くのに、いつでも雇い止めできる有期雇用は規制していく必要があり、働く時間を短くして、家庭生活、地域活動と両立できる働き方として、パートを選べることは必要だと思います。

それにしても、いまのパートの低賃金は何とかなければならないのではないのでしょうか。

EU指令という、EU加盟国の法律では、パートタイマーとフルタイムの時間当たり賃金を同じにするなどの均等待遇と、働く人の選択権を保障し、各国でも立法化されています。

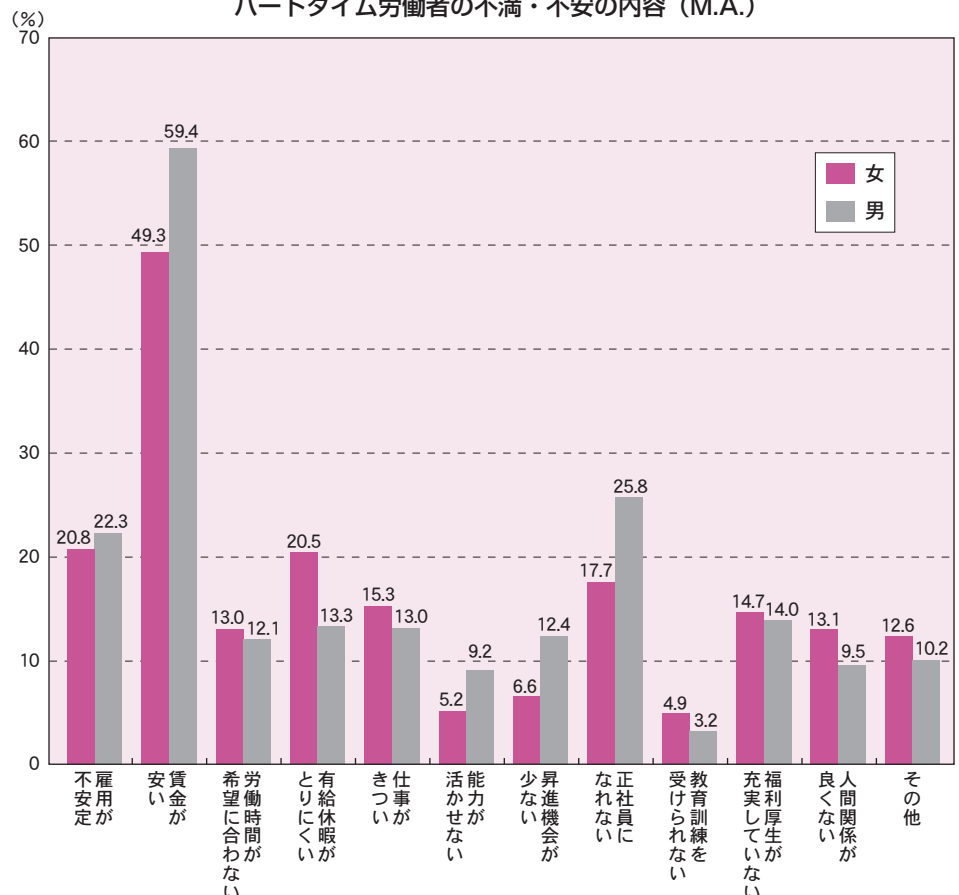
日本にも、一九九三年に制定された短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）があります。これは、パートと一般労働者との均等を考慮する努力義務しか定めていないので、法制定後の十年間に、前にあげたとおり賃金格差が拡大してしまいました。そこで、このパートタイム労働法を改正して、均等待遇を明記させようという運動が広がりましたが、まだ実現していません。

女性と男性のワーク・シェアリング

最近、失業対策としてワーク・シェアリングの必要性が論議され、積極的に進めているオランダモデルを見習いたいという動きが、使用者団体や政府にも広がりしました。その結果、昨年三月、政府・労働組合・使用者団体のワーク・シェアリングに関する合意文書が調印されました。しかしその中味は、解雇を避けるため一時的に正社員の労働時間を短縮し、賃金カットする「緊急対応型」と、均等待遇ぬきでパートなどの非正規雇用を増やす「多様就業型」の二つだけで、がっかりさせられました。

オランダのワーク・シェアリングは、パートタイマーを増やし、失業率を下げようとして始まったものですが、それだけでは失業率は下がりませんでした。その後、パートタイマーとフルタイムの均等待遇を保障する労働時間差別禁止法と、働く人が働く時間を選択できる労働時間調整法が成立し、女性たちは家庭と仕事を両立できる、ゆとりある働き方を選ぶようになりました。女性だけでなく男性もパートを選ぶ人たちが増えつつあります。多様な働き方を選び、失業を減らしていくためには、パートタイマーとフルタイムの均等待遇が必要不可欠です。さらにオランダのワーク・シェアリングは、女性と男性がベイドワーク（有償労働）だけでなくアンペイドワークも

パートタイム労働者の不満・不安の内容 (M.A.)



資料出所：厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成13年）

シェアしているというものです。

いま、アメリカの市場万能主義のグローバル化で、ヨーロッパも大変ですが、福祉国家を守ろうという意志はたしかなものですね。少子高齢化が進む日本は、女性が安心して子供を産み、男女で一緒に子育てができる職場・社会にしていけることが最も求められているのではないのでしょうか。

なかしまみちこ
中島通子

1967年より弁護士。
労働法、家族法、女性学専門。
「働く女性のための弁護団」
共同代表。

著書

○「女が働くこと」をもういちど考える（労働教育センター）

○女が働くとき読む本（有斐閣）

○21世紀の男女平等法 共著（有斐閣）